

東 財 政 第 223 号
令和 6 年 8 月 23 日

部 長 各 位

東 近 江 市 長

令和 7 年度予算編成方針について（示達）

このことについて、東近江市財務規則第 8 条に基づき、別紙のとおり「令和 7 年度予算編成方針」を示達する。

なお、予算要求手続については、総務部長から「令和 7 年度予算見積事務取扱要領」を別に通知する。

【担当】総務部財政課 藤井（内線 88171）

令和7年度予算編成方針

1 はじめに

本市は、鈴鹿の山々から琵琶湖まで森里川湖のつながる多様な自然の恵みをいかして、千年を超える独自の歴史、文化、伝統を育んできた。令和7年度は、平成の広域合併により東近江市が発足してから20年が経過する節目の年であり、これまでの施策を振り返るとともに、今後10年、20年も引き続きこれらの独自性をいかしつつ、市民が夢を持ち続け、安心して暮らすことができるまちづくりを進めなければならない。

令和7年度の予算は、国スポ・障スポ大会や市制20周年記念事業の確実な遂行及び第2次東近江市総合計画後期計画の最終年として各事業目標達成に向けて編成することとする。

2 国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、『成長型の新たな経済ステージへの移行』を目指すとしている。また、豊かさを実感できる所得増加及び賃上げの定着、中堅・中小企業の活性化、投資の拡大及び革新技术の社会実装やスタートアップの支援による社会課題への対応などを進めるとしている。

このような国の動向に留意しつつ、その影響や課題を的確に捉え、本市の特徴を最大限にいかした各種施策に取り組むこととする。

3 「うるおいとにぎわいのまち」の実現

令和7年度は、第2次東近江市総合計画後期基本計画の最終年に当たることから、「うるおいとにぎわいのまち」の実現に向けてこれまで取り組んできた施策の総点検を行うとともに、各事業の有用性を見極める予算編成とする。また、本市の豊かで多様性のある地域資源を最大限にいかしつつ、各分野の目標が効果的に達成されるよう、更なる成長につながる独自性・創造性の高い施策を企画・立案することとする。

さらに、現在、令和7年度を計画初年度とする次期総合戦略を策定中であり、第2期東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている4つの基本目標の実現に向け、引き続きデジタルの力の活用も含めた地方創生を加速化・深化させる取組を立案し、持続可能で質の高い東近江市を目指すこととする。

- ① 働き住み続けたい活力ある東近江市の創生
- ② 行きたい住みたい魅力ある東近江市の創生

- ③ 若い世代が希望をかなえる夢のある東近江市の創生
- ④ 誰もが安心して暮らせる豊かな東近江市の創生

4 本市の財政状況と今後の見通し

令和5年度一般会計決算において、市の財政状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率などの財政健全化指標は、国が定める早期健全化基準を下回り、現時点においては、財政状況は健全といえる。

しかし、歳入のうち市税は、半数を占める固定資産税は安定しているものの、法人市民税においては、主要な企業の業績に左右され、不安定な経済情勢の中、先行きの不透明感は払拭できない。

一方、歳出においては、社会保障関係費が年々増加しており、労働力不足による人件費の高騰や物価高により、インフラや公共施設の維持管理に係る経費が増加するなど、経常経費の予算総額に占める割合は増加を余儀なくされている。

当面この傾向は続くことを前提とし、財政の硬直化を避け、弾力性を維持していかなければならない。

5 「施策の推進」と「財政の健全性」の両立

各事業を推進する環境が年々厳しさを増している中、こうした状況を一人一人の職員が自覚するとともに、限りある財源を有効に活用し、将来世代に過度の負担を残さないよう十分留意して各種施策を進める必要がある。このため、これまでも増して施策の選択と集中を徹底させることにより、「施策の推進」と「財政の健全性」の両立を図ること。

6 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

- (1) 特別会計については、設置目的に応じて会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものを基本として、真に必要な額を計上すること。また、使用料等の見直しに努めるとともに、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化に努めること。
- (2) 企業会計については、独立採算制を前提に経営の一層の合理化及び効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。また、一般会計からの繰入金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出の削減に努めること。